

○杉並区大規模集合住宅等の建設に係る子育て支援施設の設置に関する協議要領

杉並区大規模集合住宅等の建設に係る子育て支援施設の設置に関する協議要領

平成25年10月31日

杉並第38933号

改正 平成31年3月26日 杉並第69431号

令和5年3月22日 杉並第61054号

(目的)

第1条 この要領は、杉並区建築物の建築に係る住環境への配慮等に関する指導要綱（平成20年7月10日杉並第19569号。以下「要綱」という。）第32条第1項に規定する子育て支援施設に関する協議（以下「協議」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(子育て支援施設)

第3条 要綱第32条第1項に規定する子育て支援施設は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設とする。

(1) 要綱第32条第1項第1号に掲げる事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び同法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設

(2) 要綱第32条第1項第2号に掲げる事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設

(協議)

第4条 協議は、事業者が杉並区大規模集合住宅等の建設に係る子育て支援施設の設置に関する協議申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を区長宛てに提出することにより行う。

2 区長は、事業者から申請書の提出がない場合は、事業者にその提出を求めることができる。

3 区長は、申請書の内容並びに協議に係る建築物の近隣の子育て支援施設及び保育需要の状況等を総合的に勘案し、子育て支援施設（前条に規定する子育て支援施設をいう。以下同じ。）の設置が必要であると判断するときは、事業者に対し、その設置について協力を要請する。

4 区長は、協議の結果について、杉並区大規模集合住宅等の建設に係る子育て支援施設の設置に関する協議結果確認書（第2号様式）を事業者に交付する。

(情報提供等)

第5条 区長は、協議に際し、事業者に対して子育て支援施設に関する助成制度等の必要な情報の提供に努めなければならない。

2 区長は、協議の結果、事業者が子育て支援施設を設置することとなった場合は、事業者が子育て支援施設の運営事業者を決定するに当たり必要な支援を行う。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日杉並第69431号）

1 この要領は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この要領の規定は、施行日以後の申請に係る協議について適用し、施行日前に行われた申請に係る協議については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月22日杉並第61054号）

1 この要領は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この要領の規定は、施行日以後の申請に係る協議について適用し、施行日前に行われた申請に係る協議については、なお従前の例による。